

◎新潟県告示第1556号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更を平成27年12月17日認可した。

平成27年12月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所  
五十嵐川漁業協同組合  
三条市高岡651
- 2 漁業権の免許番号  
内共第12号
- 3 変更の内容

変更後		変更前	
(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。		(遊漁期間) 第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。	
魚 種	期 間	魚 種	期 間
あ ゆ	<u>6月16日から11月30日までの期間内</u> で、 <u>組合が公表する期間内</u> 。 <u>以下の期間を除く</u> <u>渡瀬橋上流端より上流は10月1日から10月7日、同地点より下流は10月1日から10月14日まで。</u>	あ ゆ	<u>6月16日から11月30日までの期間内</u> で、 <u>組合が公表する期間内</u> 。 <u>10月1日から10月14日までを除く</u>
う ぐ い	(略)	う ぐ い	(略)
こ い	(略)	こ い	(略)
か じ か	(略)	か じ か	(略)
や ま め	(略)	や ま め	(略)
い わ な	(略)	い わ な	(略)

- 4 変更後の遊漁規則の施行日  
平成28年1月1日